

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人アスク

②評価調査者研修修了番号

SK15023

T08004

T14001

③施設の情報

名称：養徳園	種別：児童養護施設		
代表者氏名：園長 福田雅章	定員（利用人数）： 52名		
所在地：栃木県さくら市喜連川1025			
TEL：028-686-2239	ホームページ： http://yohtokuenhp.kids.coocan.jp/		
【施設の概要】			
開設年月日 1957年11月			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 養徳園			
職員数	常勤職員： 38名	非常勤職員 5名	
専門職員	（専門職の名称）	名	
	施設長	1	個別対応職員 1
	事務職員	1	栄養士 1
	児童指導員	9	調理員 4
	保育士	13	職業指導員 1
	心理療法担当職員	1	特別指導員 1
	家庭支援専門相談員	1	里親支援専門相談員 1
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）	
	施設本体3ユニット（19室） 分園3か所（各分園4～6室） 地域小規模児童養護施設2か所 （各小規模4～6室）		

④理念・基本方針

養育理念：「養徳器成」（徳を養い器成る）

援助目標：「明るく・素直に・温かく」をモットーに、あいさつを大切にし、すべての児童が将来望ましい社会人になるよう援助する。

援助の基本方針：

- ①児童福祉法及び児童憲章、子どもの権利に関する条約の理念を理解し、常に子どもの最善の利益を考慮した援助に努める。
- ②家庭崩壊等で精神的ダメージを受けている現状を鑑み、子ども一人一人の共感的理解に努める。
- ③本園が子どもの精神的安定の場となるよう、職員と子どもとの関係性を重視し、家庭的養護推進に努める。
- ④こどもとかかわり続ける方針の下、退所後の援助にも心を砕き、子どもの社会的自立を支援する。
- ⑤地域とのかかわりを重視し、地域の養育力を最大限生かした援助に努める。

⑤施設の特徴的な取組

- 家庭的養護の推進を目指して完全ユニット化を達成し、現在、小規模グループケア6か所（施設本館3ユニット、分園3か所）・地域小規模児童養護施設2か所による運営を行っている。
- 平成27年度から施設本館1階に児童家庭支援センターを設置し、相談事業・一時預かり事業（ショートステイ・緊急一時保護・トワイライトステイ）等の事業を実施している。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成28年10月13日（契約日） ～ 平成29年3月2日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	2回（平成25年度）

⑦総評

◇特に評価の高い点

○地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動の展開

地域社会における子どもを取り巻く様々な問題の改善や解消に取り組むことを、園の大きな役割の一つとしていて、平成27年度に児童家庭支援センターを開設した。センターでは、虐待予防及び早期発見・早期対応に関する相談事業、要保護児童一時預かり事業としてショートステイ事業を実施していて、センター職員が民生委員・児童委員協議会や要保護児童対策地域協議会に参加するなど、県北地域を中心に要保護家庭への支援拠点として子どもの居場所づくりに努めている。

○充実した年間実施計画に基づく職員の教育・研修の実施と機会の確保

職員の経験年数に応じた勤務態度・能力（専門性）を明示した「求められる職員像」に応じる形で、充実した内容の年間職場研修計画書を作成している。計画書には目的が明文化されていて、経験年数・習熟度・職種・資格・運営上必要とされるテーマ・前年度の受講状況等を配慮しながら計画を策定し、できるだけ多くの職員が研修に参加できるようにしている。研修としては、①園内研修（毎月テーマを設け実施）、②法人としての研修（年6回実施）、

③栃木県児童養護施設等連絡協議会研修（各種研修に該当職員が参加）、④外部研修、⑤園長ゼミ（年数回、主に新任職員を対象）などが設けられており、職員の資質向上に向けて積極的な取組を行っている。

○援助基本方針に基づく、学習・進学・進路への充実した継続的支援体制

援助基本方針に「子どもの最善の利益を考慮した援助」を掲げており、その援助方針の実現に向けて、学習に関しても様々な支援を行っている。小学生に対しては、20年以上にわたって「公文式教育」を導入していて、公文施設サポート部の講師による子どもへの指導・アドバイスや、職員に対する「モチベーションを保つ指導技術」等の研修を行うなど充実した学習支援体制となっている。「学力の向上は、子どもが学校へ適応するための大きな要素でもある」という認識から、職員は日常生活の中でも宿題等に一緒に取り組み個別指導を行うとともに、学習習慣や学習態度の確立にも積極的に取り組んでいる。中学生の通塾・私立高校への進学について、措置費の対象となる以前から法人独自で予算を組んで実現しており、現在でも希望する中学生は全て通塾していて、全員が高校（全日制・定時制・特別支援学校高等部）に進学している。また、学習ボランティアの活用、学力に応じた資格習得や漢字検定受験、「SBI英会話教育支援プログラム」の支援による英語教育にも取り組んでおり、大学進学希望者には法人独自の「大学等進学助成基金」を設けて支援しているなど、子どもの自立に向けた継続的な支援の取組を行っている。

◇改善を求められる点

○職員の就業状況や意向の把握と働きやすい職場づくりへの取組

職員の就業状況については園長を中心に把握に努め、人員配置や勤務体制の工夫・人材の確保などを行うことで働きやすい職場になるよう改善に取り組んでいる。しかし、家庭的養護の推進によって少数の職員で子どもに関わることとなり、年次休暇取得実績が少ない（職種によるが）・時間外勤務が多くなる・悩みを相談する機会が得にくいなどの課題も抱えているのが現状である。子どもの最善の利益を念頭に置きながらも、職員にとっても働きやすくまたやりがいのある職場にするためにはどうしたら良いのか、今後園長を中心に職員全員で検討を重ねていくことが望まれる。

○子どもの満足の向上を目的とする仕組みの整備

子どもの満足の把握については、「子どもがどのように感じているのかを日々の生活の中で職員が感じ取るものである」との施設の方針により、あえて満足度の調査は行っていない。また、「子どもの意見は尊重するが、不満に感じていることでも養育過程の中では必要なこともある」と職員が認識し支援に当たっている。しかし、子どもの満足を調査し把握することによって、養育・支援の質の向上に結び付けることが求められることから、組織として仕組み作りに取り組んでいくことが望まれる。

○スーパービジョン体制の確立

園長をはじめ経験の長い職員がおり基幹的職員も設置されていて、随時経験の浅い職員へのサポートを行っており、毎月行なわれる園内研修（新任者ゼミ等を含む）や定例のユニッ

ト会議等で養育・支援内容について話し合い助言等を行っている。しかし、スーパーバイザーを明確にした体制が取られておらず、アンケート結果でも半数以上の職員が「スーパービジョン体制が確立していない」と回答している。今後、施設として職員相互に評価し助言しあうといったチーム支援の推進を図り、職員の専門性や施設の組織力の向上を更に図るため、スーパービジョン体制を確立することが望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

過去2回の評価と比して、評価基準の求めている水準についてじっくり考える機会となり、施設全体でより質の高い養育を目指していくことを確認できたと思います。

また、職員アンケートの結果からは、職員間に仕事に対する意識の差があることを感じることができました。高みを目指しながらこの差を埋めていくことが、今後の課題であると認識しました。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ ① ・c
<p>理念・基本方針等は明文化されていて、事業計画・パンフレット・ホームページ・広報紙等に記載されており、各種会議や園内研修等の機会を捉え職員への周知を図っている。しかしながら、職員アンケート結果では「十分理解していない」との回答が半数以上あり、子どもや保護者等に対する周知も十分でないことから、今後周知と理解の徹底を図る取組に工夫が望まれる。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
園長を中心に、法・制度等の改正や社会福祉事業の動向、社会情勢の変化や地域の養育・支援のニーズ等についての情報収集に努め、施設の将来的展望を見据えて分析を行っており、様々な事業を展開しながら施設の経営・運営を行っている。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c
園長・幹部職員による運営会議、理事会等で、施設の経営環境と経営・運営状況の把握・分析を行っており、課題や問題点を明確にした上で中長期計画や毎年度の事業計画を策定し、課題や問題点の解決・改善に向けて具体的な取組を行っている。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
理念や基本方針の実現に向けた方向性を示し、経営課題や問題点の解決・改善に向けた取組の実現を図るため、25～29年度にかけての中長期計画が作成されている。計画は数値目標を含め具体的な内容となっており、各種専門職員の配置・完全ユニット化に向けた分園や地域小規模児童養護施設の整備・児童家庭支援センターの設置など、着実に計画の実現化が図られている。また、将来的には、乳児院の新設、ファミリーホームの設置または設置支援などを目指しており、今後実現に向けて検討していくこととしている。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
単年度の事業計画は、中長期計画の内容を十分見据えた上で作成されており、運営や養育・支援の改善や充実を図るための具体的な内容となっている。職員は、中長期計画を基に新たに実現化された運営体制や事業について意欲的に取り組むとともに、各種の計画を確実に実践して養育・支援の充実に努めている。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・Ⓑ・c
事業計画は、園全体・本体と分園・地域小規模児童養護施設・児童家庭支援センター・各種委員会（給食・環境美化・安全管理・広報）毎に、それぞれ担当職員によって策定されている。策定に当たってはその年度の事業計画の実施状況を振り返って事業報告をまとめ、取り組むべき内容について次年度の事業計画に反映するようにしている。しかしながら、事業計画の実施状況の把握・分析・評価が十分でないことや、アンケートで約半数の職員が「事業計画に対する理解不足がある」と回答していることなどから、今後事業計画の確実な実施		

に向けての仕組みや周知方法等について見直しをすることが望まれる。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
事業計画の概要についてホームページや広報紙に掲載していて、送付可能な保護者には広報紙を送っており、子どもには大まかな事業内容や行事計画について掲示等の方法で伝えている。しかし、現在の方法では子どもや保護者に対する周知と理解を得るための取組としては十分ではないので、今後工夫することが期待される。		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
養育・支援の質の向上に向けて、日常的な養育・支援の場面での振り返りや各種会議での評価・見直し・改善等を行っており、職員全員で毎年度の自己評価や定期的な第三者評価の受審にも取り組んでいる。評価結果については園長を中心に分析して運営会議やユニット代表者会議で検討を行い、職員会議で職員全員に周知のうえ園としての質の向上に向けた取組に結び付けている。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
評価結果を分析し課題を明らかにして、会議を通じて職員間での共有化を図って改善に取り組んでいるが、改善策や改善計画が明確に文書化されていないため、改善の取組が計画的に実施されず実施状況の評価も十分ではない。今後、職員の参画のもとで改善計画を策定し、確実に改善策を実施していく仕組みを作ることが望まれる。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
園長は、各種会議や園内研修及びホームページ・広報紙等において、施設の経営・運営方針や質の高い養育・支援の実現に向けた取組等について伝え、自らの役割と責任を明確にしている。現在、園長補佐を置き円滑な園運営を図っているが、運営規程上に園長補佐という役職と園長不在時の権限委任等も含めた担当業務内容が明確になっていないので、今後明文化することが望まれる。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c

<p>園長は、全国児童養護施設協議会役員や「児童養護施設運営ハンドブック」の編集委員を担うなど、国や県の社会的養護施策の策定に数多く関与しており、社会的養護関係に留まらず幅広い分野の法令等について精通している。園の運営においても、職員に対し様々な機会を捉えて、遵守すべき法令等の周知を行い職員が十分理解するよう取り組んでいる。</p>		
<p>II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・c
<p>園は、援助基本方針に「子どもの最善の利益を考慮した援助」を掲げ、園長自らが積極的に研修に参加していて、職員にも数多くの研修受講の機会を設けて養育・支援の質の向上に取り組んでいる。また、園長は養育・支援の質の向上については厳しい目を持ち、常に「子どもの幸せ」を考えていて、日常の業務引き継ぎや各種会議においても職員に的確な指摘・指示を行い、質の向上が図られるよう指導力を十分発揮している。職員アンケート結果でも、「園長は施設運営にリーダーシップを発揮している」という回答が大多数を占めている。</p>		
13	<p>II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・c
<p>園長は、経営・運営の現状を的確に把握していて、様々な分野の情報収集をしながら問題点や課題の解決及び今後の安定的な経営と将来的展望に向けて検討し、実現に向けて取組を行っている。また、県や近隣市町に働きかけをして運営面での連携を図り、数多くの人や団体等から物心両面に渡る寄付を集めるとともに様々なボランティアの支援を受けるなど、経営・運営面で努力していることが窺える。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	<p>II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	a・b・c
<p>家庭的養護の推進という基本方針のもとに、現在小規模グループケア6か所・地域小規模児童養護施設2か所という運営体制を取っていて、職員を増やすだけでなく高い資質の職員や専門職員を確保することを目指している。中長期計画の中にある職員配置計画に基づき、ハローワークやホームページでの求人活動を行っているほか、園長の幅広い人脈を通しての人材確保にも取り組んでいる。現在、基幹的職員・家庭支援専門相談員・心理療法担当職員・里親支援専門相談員・職業指導員・看護師が配置されており、次年度以降児童家庭支援センターに保健師を配置することを計画している。</p>		
15	<p>II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	a・b・c
<p>事業計画の中に、職員についての「求められる人間性・資質・職員像」が明文化されており、人事管理に関わる規程を基に職員の勤務状況の評価を行っている。職員処遇水準については、地域性や同業他施設等の状況を参考に適切な管理や改善に努め、職員の意向・意見の把握にも取り組んでいる。しかし、人事管理規程の職員への周知が十分でなく、職員が自分の将来像を描けるような人事管理の仕組みができていないとまでは言えないので、今後の取組</p>		

が期待される。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・ ㉔ ・c
<p>職員の就業状況については園長を中心に把握に努め、人員配置や勤務体制の工夫・人材の確保などを行うことで働きやすい職場になるよう改善に取り組んでいる。しかし、家庭的な養育・支援の推進によって少数の職員で子どもに関わることとなり、年次休暇取得実績が少ない（職種によるが）・時間外勤務が多くなる・悩みを相談する機会が得にくいなどの課題も抱えているのが現状である。子どもの最善の利益を念頭に置きながらも、職員にとっても働きやすくまたやりがいのある職場にするためにはどうしたら良いのか、今後園長を中心に職員全員で検討を重ねていくことが望まれる。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・ ㉕
<p>前回の第三者評価受審の際には、職員が養育・支援の振り返りと改善への取組に繋げるための「自己研鑽ノート」が検討されていたが実施に至らず、現在、職員の育成に向けた目標管理の取組は行われていないので、今後導入に向けて取り組むことが求められる。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉖ ・b・c
<p>職員の経験年数（3年目まで・5年・10年・20年）に応じた勤務態度・能力（専門性）を明示した「求められる職員像」に応じる形で、充実した内容の年間職場研修計画書を作成し、職員の教育・研修に力を注いでいる。職員が研修で学んだことをどのように業務に反映しているかを評価し、実効性を確認したうえで研修内容やカリキュラムを見直して次年度の研修計画を策定している。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㉖ ・b・c
<p>職場研修計画書には目的が明文化されていて、職員の経験年数・習熟度・職種・資格・運営上必要とされるテーマ等を配慮しながら計画を策定し、できるだけ多くの職員が研修に参加できるようにしている。研修としては、①「当面の諸課題を解決するための研修」との名称で毎月テーマ毎に行う園内研修、②法人としての研修（法人内の二人の施設長やベテラン職員が講師となり年6回実施）、③栃木県児童養護施設等連絡協議会研修（新任・若手・中堅・基幹的職員・県外派遣に該当職員が参加）、④外部研修（全養協、関東ブロック、養育・支援関連等）、⑤園長ゼミ（年数回、主に新任職員に対し園長が講義）などが設けられており、職員の資質向上に向けて積極的な取組を行っている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉗ ・b・c
<p>実習生等の教育・育成体制として、実習生に求めるもの（オリエンテーション資料）・実習の心得（実習上の留意事項等）・実習受入れの手順（職員向けの指導マニュアル）等の対応マニュアルが作成されていて、受入れの際は主に園長が対応して実習生に対する意識付けを行</p>		

っている。実習生に対しては特定の職員を指導者として貼り付け、随時アドバイスや指導を行うようにして、中間反省会・終了時反省会を実施して実習の効果を高めている。また、実習生には終了時に、施設の養育・支援状況に対する率直な意見を「施設実習評価」として書いてもらい、外部からの目を園の運営に活かすことにも取り組んでいる。平成27年度は、保育士養成の17校から39名、社会福祉士養成の1校から3名、計42名の受入れを行い、次世代の福祉人材育成に向けて積極的な取組をしている。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉑・b・c
<p>園のホームページには、理念・援助基本方針・養育及び支援の内容・子どもの生活状況・行事写真・園長ブログ・投稿欄などを掲載して充実した内容となっており、アクセス数も多い。また、年3回広報紙を発行して関係機関・寄付者・ボランティア関係者・保護者等に送付するなど、外部への情報提供を積極的に行っている。平成27年度は、県内外の社会的養護施設や県内の団体・学生・民生委員・教職員等の施設見学や研修会を実施していて、12件約200名の実績を残している。園長は、地域の学校や団体の研修会に講師として招かれることも多く、その際に園の存在意義や役割等についても説明し理解を広げるよう心掛けている。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・㉒・c
<p>園では、運営規程をはじめ運営・管理関係の各種規程に則り経営・運営に当たっており、理事会・評議員会議を定期的に開催して経営内容等の報告・審議・監査を行い、行政による監査も受けていて、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営が行われていることが確認できる。評価基準にいう外部監査は受けていない。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉓・b・c
<p>地元さくら市の子ども会連合会に「養徳園こども会」として加入しており、各種事業や行事に小中学生が参加し、職員が育成者として子ども会の事業運営にも関わっている。また、2か所の地域小規模児童養護施設も地区のこども会に加入し、地域の子ども達と一緒に活動をしている。市の社会教育事業への参加については子どもの希望により、サッカー教室に6名、水泳教室に4名、合唱活動に2名が参加していて、調査当日も夕方からサッカー練習に出かける子どもの姿が見られた。休日等には子ども達は近くのコンビニや市中心部の商店等に買い物に出かけたりしていて、図書館や児童館を利用してくる子どももいる。園独自の自転車運転免許証交付制度を設けて、小学4年生以上で試験に合格した子どもには自転車での</p>		

<p>外出を認めており、この取組は交通事故防止だけでなく子どもの友人や地域との交流を広げることにも繋がっている。</p>		
24	<p>Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>ボランティア受入れの対応マニュアルが整備され、受入れの手順を定め事前説明で配慮すべき点等を伝え、トラブルや事故等のないように努めている。平成27年度は、学習・ギター・読み聞かせのボランティア延べ35名が来園している。また、ボランティア企画の行事として、バーベキュー・花火大会・クリスマス会等が7回開催され、延べ約140名のボランティアが子ども達と交流している。様々な職種の社会人が所属している「短足おじさんの会」のメンバーが園を訪れ、子ども達に実社会の話しをする等の交流会が年間15回開催され、延べ210人の子どもが参加している。高校のインターンシップ事業に協力して、高校生の体験学習の受入れも行っている。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>児童相談所とは、巡回相談（三児童相談所が年1回園を訪問）で子どもについての情報・意見交換を行っており、日常的にも担当児童福祉司等と連絡を取り合い、子どもの養育・支援や保護者への支援について連携を図っている。また、幼稚園や学校の行事には必ず職員が参加して、子どもの様子を把握するとともに教職員と情報交換等を行っている。学校不適應を生じている園の子どもへの支援について、学校や関係機関職員の参加を得て園側が主体的になってケースカンファレンスを実施していて、こうした取組は、社会的養護に関する教職員の理解を深めスキルアップを図る機会にもなっている。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。</p>	<p>a・㉑・c</p>
<p>地域のボランティアと子ども達との交流、地域の関係機関・団体等からの求めを受けての園長の講演、施設見学者に対する社会的養護についての研修の実施、児童家庭支援センターでの電話相談や主任児童委員・地域協力員の研修会（地域住民にも参加を呼びかけた）開催など、施設の機能を地域に還元する取組を行っている。しかし、現状では内容的には十分とは言えず、災害時の行政・地域との連携や協力及び施設の機能を活かした役割等を明確にする取組も行われていないので、今後取組を強化することが望まれる。</p>		
27	<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>地域社会における子どもを取り巻く様々な問題の改善や解消に取り組むことを、園の大きな役割の一つとしていて、平成27年度に児童家庭支援センターを開設した。センターでは、①虐待予防及び早期発見・早期対応に関する相談事業（相談実人数113名、延べ件数703件）、②要保護児童一時預かり事業として、ショートステイ事業（6市町と契約、7件27日）・緊急一時保護委託（9件126日）・トワイライトステイ事業（1市と契約、実績0）を実施している。また、センター職員が民生委員・児童委員協議会や要保護児童対策地域協議会に参加するなど、県北地域を中心に要保護家庭への支援拠点として、子どもの居場づく</p>		

りに貢献している。

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・ b ・c
<p>事業計画に記載されている援助の基本方針には、子どもの最善の利益を考慮した援助・子どもの共感的理解への取組・施設を子どもの精神的安定の場とする等の内容が明示されている。職員は、こうした援助方針を反映した「援助マニュアル」を基にして、子どもを尊重した養育・支援に努めており、各種会議での実践の振り返りや数々の研修を通して共通理解を図っている。しかし、アンケート結果から約3分の1の職員が「共通理解を持つための取組がない」と回答し、「職員によっては理解不足や力量の差があり、十分な実践が出来ていないのが現状である」という管理者層の判断もあることから、今後共通理解を持つための効果的な取組を行うことが望まれる。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	a ・b・c
<p>事業計画には、「児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のために」（10の基本原則・人権の尊重に基づく行動規範）という文書や全国児童養護施設協議会倫理綱領が掲載されており、「援助マニュアル」の中にも子どものプライバシー保護に関する項目が設けられている。職員には、各種会議の場や園内研修等を通して子どものプライバシー保護の徹底に向けて共通理解を図り、園全体として権利擁護に配慮した養育・支援の提供に努めている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	a ・b・c
<p>児童相談所の一時保護所にいる入所予定の子どもには、職員が出向いてパンフレットや入所のしおりを使って園での生活等について分かりやすく説明している。また、子どもや保護者から希望があった場合は施設見学を受け入れ、資料を基に園の養育方針や生活内容等について詳しく説明し安心して入所できるよう取り組んでいる。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・ b ・c
<p>養育・支援の開始に当たっては、資料をもとに分りやすく説明を行い、子どもや保護者等が十分理解し納得してもらえるよう取り組んでいる。養育・支援の過程においては、必要に応じて児童相談所職員を交えて保護者等とのカンファレンスを行い、その後の養育・支援の方向性について話し合い確認している。入所について保護者から同意を得る役割は、措置制度であることから本来児童相談所が担うべきものではあるが、入所時や養育過程での方向性</p>		

<p>の変更等に当たっては、園としても書面等で同意を確認するという丁寧な仕組みを設けることが望ましいので、今後検討していただきたい。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>子どもが里親や児童自立支援施設等へ措置変更された場合は、継続性を考慮して園での生活状況や養育上の留意点などについて説明を行い、必要に応じて書面での情報提供も行っている。また、養育・支援の継続のために、充実した内容の育ちアルバムを作成している。措置変更した子どもについては、再措置や再入所にも応じる方針を取っており過去にそうした実績も残っている。家庭に戻り地域での生活をする子どもには、いつでも園で相談等に応じることを伝え連絡先や方法についてメモ等を渡している。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>a・b・㉒</p>
<p>「子どもの満足については、子どもがどのように考え感じているのかを、日々の生活の中で職員が感じ取るものである」ということを園の基本的考えとしているため、あえて満足度の調査は行っていない。また、職員は「子どもの意見は尊重するが、不満に感じるものが養育過程の中では必要なこともある」との認識を持って養育・支援に当たっている。しかし、子どもの満足状況を調査・把握することによって、養育・支援の質の向上に結び付ける取組も重要なので、今後導入について検討していただきたい。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>苦情解決の仕組みに関する規程が明示されており、園長名で「いやなことがあったときは、どうしたらいいの?」という書面が子ども用の玄関の壁に張り出されている。そこには、職員への相談方法や児童相談所等へも相談出来ることが分かりやすく書かれており、苦情箱の活用も伝えられている。実際に子どもからの意見も多数出されており、子ども間のトラブルの場合は子ども同士で解決できるよう援助している。以前、食事についての職員とのトラブルがあった際には、仕組みに則って子どもと職員の意見を聞き、お互いが話し合い理解し合うことで解決に至っている。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>「入所のしおり」に、相談できる職員を自由に選べることができると明記されており、入所時にも子どもに伝えられている。また、職員は、日常生活の中の会話からも、子どもの意見や相談を聞き出せるような環境づくりや関係性作りに努めている。</p>		
36	<p>Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>a・㉒・c</p>
<p>苦情箱を設置していることや、相談や意見についても苦情箱を活用することを子どもに周知している。子どもからの相談や意見が出された時には、ユニット会議などで話し合い、その結果を子どもに説明するなど丁寧な対応をしている。しかし、子どもからの相談や意見についての対応マニュアルが作成されていないので、今後マニュアルの作成に取り組むことが</p>		

望まれる。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p>危機管理マニュアルの中に、負傷・急病時・救急蘇生・のどに詰まらせる・誤飲・けいれん発作など、園で発生が予想される事故の項目ごとの対応が細かくフローチャートで示されている。以前、子どもがポットのお湯で火傷をした際に、洋服を脱がせて対応してしまったということがあり、その後マニュアルの見直しを行い火傷の対応の項目も追加した。しかし、ヒヤリハット事例の収集・分析を十分行っているとは言いがたく、今後、組織としての事例収集・分析・検討結果を踏まえての改善策・再発防止対策を明文化し、安心・安全な養育・支援が徹底されるよう、危機管理体制の整備に取り組んでいくことが望まれる。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p>感染症対策マニュアルが作成されており、職員を対象とした研修や勉強会も実施されている。インフルエンザやノロウイルスの流行時期には看護師を中心に予防対策を行っており、感染症が発生した場合には、居室での隔離や消毒の徹底などの対策を取って感染拡大防止に取り組んでいる。しかし、感染症対策について看護師の責任と役割が明確にされておらず、感染症マニュアルの見直しも定期的に行われていないので、今後取組を行いより一層子どもの安全確保に努めていただきたい。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p>危機管理マニュアルが作成されており、毎月の避難訓練も実施されて、ハザードマップも作成して掲示している。分園や地域小規模児童養護施設では設置場所により災害の危険性が異なるが、施設が川の近くにある場合は水害時の対策や職員間の連絡方法なども確認されている。また、地域小規模児童養護施設では火災通報装置の設置が義務づけられているため、現在設置に取り組んでいるところである。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	a・b・c
<p>標準的な実施方法は、援助マニュアルの中に食事・入浴・生活指導・学習指導など細かく記載され、統一された養育・支援ができるようになっている。援助マニュアルは園内研修等で職員への周知をしており、毎日の申し送り・ユニット会議の時だけでなく日頃の職員同士での会話の中で、実践状況について確認する仕組みとなっている。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p>標準的な実施方法としての援助マニュアルについては、日常の養育・支援の中で職員や子どもの意向を聞きながら随時見直しや修正を行い、年度末に全般にわたり最終的な検討をして</p>		

次年度の援助マニュアルの作成に繋げている。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	㉑・b・c
<p>自立支援計画は、担当職員が子どもや保護者の意向や児童相談所や学校などの意見も踏まえて作成し、様々な職種の職員が参加してケース会議で検討し最終的な計画に繋げている。また、子どもの状況に応じて随時学校や児童相談所を交えてケースカンファレンスを開催し、子どもの一人ひとりに合わせた養育・支援ができるように努めている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に養育・支援実施計画の評価・見直しを行っている。	㉑・b・c
<p>自立支援計画は、子ども一人ひとりについて年2回ケース会議で検討され子どもの課題や目標なども的確に作成されており、状況に応じて見直しもされている。子どもを取り巻く状況の大きな変化等が生じた場合は、随時直近のケース会議の中で話し合いを行い、必要に応じて計画の変更をして常に適切な養育・支援ができるようにしている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㉑・b・c
<p>子どもの生活の記録は、様式に沿って簡潔に分かり易く記載するよう職員は心掛けている。分園や地域小規模児童養護施設での様子は、園本体での毎朝の申し送りでの報告や記録の回覧などを通して職員間で情報の共有を図っている。園長・園長補佐は、分園や地域小規模児童養護施設を随時訪問したり担当職員とこまめに連絡を取るなど、情報把握に努めて的確な指示や支援を行い、その結果を他の職員にも伝えている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・㉑・c
<p>子どもの記録については、個人情報保護に配慮して適切に管理されている。個人情報保護規程も作成されているが、職員に対して記録の管理について個人情報保護の観点からの教育や研修が行われていない。そのため、職員間でも個人情報の取り扱いについて十分理解されていない状況が窺えるので、今後、研修の機会を設け周知を図っていくことが望まれる。</p>		

内容評価基準（41項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践して	a・㉑・c

	いる。	
	<p>園の基本的な方針として「子どもの最善の利益を目指した養育・支援」を掲げており、職員は子どもを中心とした生活が送れるよう日々の養育・支援に当たっていて、毎朝の申し送りの中で子どもとの関係性についてのカンファレンスの機会を設けている。しかしながら、アンケート結果からは、職員が「子どもを尊重し最善の利益を考慮した養育・支援が、十分に行えているかどうか不安に感じている」ことが窺える。また、子どもとの関係性や支援について悩む職員もいる現状があることから、必要に応じて適宜スーパービジョンが受けられる体制作りに取り組むことが望まれる。</p>	
A②	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	㉑・b・c
	<p>子どもの出生や生い立ち、家族状況については、話す時期や内容などについてケース会議で確認をしてから、担当職員同席のもとで園長が直接子どもに伝える方法を取っている。「生い立ちの整理と育ちのアルバムの実践」を、事業計画の中で養育・支援の年間テーマとして位置づけている。育ちアルバム作成に当たっては年数回職員向けの研修を実施し、子どもがどのように人生を歩んできたかが分かるようなアルバム作りができるよう、職員は意欲的に取り組みを行っている。</p>	
	A-1-(2) 権利についての説明	
A③	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a・㉒・c
	<p>職員は、子ども達に対して「みんな一人ひとりが大切な存在である」ということを日常の関わりの中で言葉や行動で示し、生活の中で実感できるような対応を心掛けている。しかし、子どもの権利について資料等を用いて説明などは行っていないので、今後、子どもの状態に合わせ権利について子どもに分かりやすく説明していくことが望まれる。</p>	
	A-1-(3) 他者の尊重	
A④	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a・㉒・c
	<p>職員は、行事等は子どもたちが話し合いをして準備から実施までできるよう、なるべく子ども達だけで進めていけるように支援している。子ども間でのトラブルがあった際には、なるべく子ども同士で解決できるようにしているが、状況によっては職員が介入し対応することもある。しかし、生活観察場面で年少児が年長児に気を遣っている様子が見られ、そうした状況に職員が十分対応しきれていないユニットがあるのも現状であると管理者層は捉えている。今後、職員は、子ども間の関係性を的確に把握するとともに、個々の問題や課題を理解して日々の生活の中で支援することにより、子どもがお互いに尊重し合える心を育むよう取り組むことが望まれる。</p>	
	A-1-(4) 被措置児童等虐待対応	
A⑤	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めするような行為を行わないよう徹底している。	㉑・c
	<p>就業規則や援助マニュアルに子どもへの体罰等の禁止について明記されており、全職員に対し園長が研修を実施するとともに、日常的な会議等でも注意喚起をして徹底を図っている。</p>	

「被措置児童等虐待対応マニュアル」も作成済みで、もし問題が発生した場合でも適切な対応ができる体制となっている。		
A⑥	A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・ ㉔ ・c
法人研修として施設内の虐待についての勉強会を実施していて、不適切な関わり防止と早期発見について職員に徹底を図っている。もし不適切なかかわりがあった場合には、申し送りの中で対応した内容を報告して職員間で話し合いを行い、管理者層からの指導・指示を受けて改善を図る仕組みとなっている。ただ、時々不適切なかかわりの例が報告されるなど職員全員に徹底が十分図られている状況ではなく、子どもに対して不適切なかかわりについて学習する機会を設ける等の取組が行われていないので、今後より一層取組を強化することが望まれる。		
A⑦	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	㉕ ・b・c
「被措置児童等虐待対応マニュアル」が整備されており、虐待の届出・通告がきちんとできる体制になっている。毎年、法人としての研修も実施して職員に制度への再確認を促しており、子どもにも届け出・通告制度について十分な説明が行われている。		
A-1-(5) 思想や信教の自由の保障		
A⑧	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	㉖ ・b・c
援助基本方針の中に、「児童福祉法及び児童憲章、子どもの権利に関する条約の理念を理解し、常に子どもの最善の利益を考慮した援助に努める」ことを掲げており、運営や養育・支援においても、子どもや保護者の思想や信教の自由を尊重している。例えば子どもが七五三の行事でお参りをする際には、事前に保護者に説明し同意を得てから行うなど、最大限の配慮をしている。		
A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑨	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	㉗ ・b・c
子どもが入所する場合は、園長や職員が事前に子どもと会い園での生活の様子を詳しく説明するなど、子どもや保護者等の不安の解消を図っている。入所当日には、ウエルカムカード（当日の日課や職員紹介）を作成して迎え、事前の情報により子どもの好きなメニューを夕食に取り入れることも行っている。園として「入所日は子どもにとって今後の生活を送るに当たり重要な日である」という認識を持っており、職員や子どもたちみんなで入所する子どもを喜んで迎え入れることができるよう努めている。また、入所日に着ていた洋服は退所まで大切に保管して、子どもにとって入所したことを大切な思い出とするよう取り組んでいる。		
A⑩	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a・ ㉘ ・c
年度当初には、子ども達がユニット毎に、ゲームの時間や片付け当番・お風呂の順番など		

<p>のルールを決めている。日常生活の中で、子どもと職員で生活しやすくするためにはどのようにすれば良いのか、ユニット毎に話し合いをして改善を図っている。しかし、そうした話し合いがきちんとできているユニットと十分できないユニットがあるのが現状なので、今後そうした仕組みがしっかり機能するよう取り組むことが期待される。</p>		
<p>A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活</p>		
A⑪	<p>A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>子どもの希望に合わせて、地域のスポーツ教室（サッカー・合唱・水泳教室など）や育成会など様々な活動に参加できる体制を作っている。また、職員は、子どもが主体となって生活しやすい環境作りをするよう支援している。ただ、職員は、年々子ども達が園内の人間関係に留まることが多く、地域の子どものと自由に遊ぶなどの交流する機会が少なくなっていると懸念しており、今後どう取り組んでいくか検討しているところである。</p>		
A⑫	<p>A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>毎月の小遣いは年齢毎に金額が決められているが、中高生については部活動に加入していれば一定額が加算されるようになっている。子ども達は、自分のお小遣いを持って市の中心街にあるお店や近くのスーパーやコンビニで買い物をしている。お金の使い方等については、職員が個別に話をして適切に使うことができるよう支援している。自立を控えた子どもには、自活訓練室を使用し決められた生活費の中で生活を送る機会を設けているほか、ユースアフター事業の自立支援プログラムに参加させるなど、社会的自立に向けて経済感覚を養う取組を行っている。</p>		
<p>A-1-(8) 継続性とアフターケア</p>		
A⑬	<p>A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。</p>	<p>a・㉒・c</p>
<p>家庭復帰後の支援については制度的に児童相談所が主として担うことになっているため、園として定期的な家庭訪問などは行っていない。しかし、家庭復帰した子どもから連絡相談などがあった時には、訪問や電話等で支援に当たっているが、状況や支援内容についての記録が十分でないので、今後改善をしていただきたい。園内に児童家庭支援センターを設置したことで、今後、児童相談所・市町などの関係機関との連携を図り家庭復帰した子どもの支援がある程度可能になるので、今後家庭復帰後の支援に力を入れていく方針である。</p>		
A⑭	<p>A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>高校卒業後も就職が決まらない子どもや就職後も新しい生活基盤ができるまで不安のある子ども、高校を中退した子どもなどについては、積極的に措置延長や措置継続の手続きをとって養育・支援を行い、子ども達が不安なく新たな生活が送れるよう取り組んでいる。</p>		
A⑮	<p>A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>年1回退所した子ども達が集まるOB会を開催しており、間近に退所を迎える子ども達も交流することで先輩からの話が聞ける良い機会になっている。職業指導員を中心に児童相談</p>		

所・ユースアフター事業組合などの関係機関と連携し、アフターケアや就労支援・資格取得へのアドバイスなどを行っている。また、退所後の子どもの状況なども出来るだけ把握するようにして、必要に応じて支援やアドバイスなどをして適応を図っている。

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a・ ⑬ ・c
職員は、入所する子どもの今までの経過や家庭状況等を把握することを心掛けており、子どもを理解し心に寄り添い共に課題に向き合おうと努めている。しかし、職員の知見・経験の差があることや目前の問題行動に目を奪われることで、子どもの理解や受容が十分行われてない面もあると、園としては認識している。今後、養育・支援の基本として、職員の「受容的・支持的な態度」の共通理解を更に深めることが望まれる。		
A⑰	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	⑭ ・b・c
子どもたちは小人数のユニットで生活しており、子どもの意向を把握し柔軟に対応できるよう職員を複数配置にするなど配慮がされている。職員は担当の子どもと信頼関係を築くため、個別に触れ合い話をする時間を子どもの生活サイクルに合わせて確保している。訪問調査の際に、就寝前の時間や食後の時間を利用して子どもと個別に対応し、一緒に考える職員の姿が見受けられた。		
A⑱	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a・ ⑮ ・c
職員は、子どもが自ら判断し主体的に問題を解決できるよう見守ることを基本姿勢としているが、子どもの育ちを守るためにはある程度管理もしなければならないことも念頭に置きながら対応している。しかし、職員は、子どもたちへの思いから心配し過ぎ日常生活の中で先に準備等をしていることも時々あると分析しており、アンケート結果からもそうした状況にあることが窺える。子どもに対して過干渉にならずに見守り、必要に応じてフォローすることを、今後職員間でお互いに確認し合う取組をしていくことが望まれる。		
A⑲	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	⑯ ・b・c
子どもたちは年齢や発達に合わせ、幼稚園への通園・小中学校や高校（特別支援学級や特別支援学校も含む）に就学している。幼稚園就園前の子どもは、法人内のもう一つの施設の子どもが園に来て、一緒に本体にある保育施設で保育を受けている。小学生は、公文学習を利用し個々の能力状況に合わせ学んでいる。子ども達は、地域の児童館・図書館等も積極的に利用し、地域のボランティア（学習・読み聞かせ・ギター等）も活用されている。また、市の子ども連合会や地域の育成会に加入していて様々な行事等に参加しており、子どもの希望によりサッカー・野球や合唱のクラブチーム等に入り活躍するなど、地域での活動範囲が広がっている。		

A⑳	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・㉑・c
<p>職員は、子どもが社会生活を営む上での必要な知識や技術を、日常生活の関わりの中で具体的に習得できるよう支援している。地域の活動への参加や高校生のアルバイトを、社会的なルールを体験する機会として捉えていて、子ども達が積極的に取り組むよう勧めている。職員の振る舞いや生活技術には、年齢や経験から生じる差は否めないが、職員が子どもの模範となる態度が示せるよう、職員育成の更なる取組が期待される。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A㉑	A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	㉒・b・c
<p>6人から8人のグループで生活する中で、職員は家庭的な雰囲気を作り食事を楽しめるよう心掛けている。平成28年度から、年6回「感謝の日」を設けて地域の方々や支援者を招待し、一緒に食事を楽しむ機会を設けている。ユニットごとに支給されている予算を利用して、子どもの好みの物を買置きしたり、誕生日等に外食も楽しんだりしている。職員は、子ども一人ひとりへの対応をしながら、食事の時間をコミュニケーションの場としてくつろげるよう工夫している。</p>		
A㉒	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	㉒・b・c
<p>毎月の献立会議で子どもの年齢や食物アレルギーに配慮し、必要な栄養バランスや嗜好が考慮されて食事が提供されている。ユニットごとに調理する朝食や三食をユニットで調理する日の食事についても栄養士が献立を確認している。子どもたちの意見は献立会議に反映され、体調を崩した時には子どもの求める食べやすい食品が提供されている。</p>		
A㉓	A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	㉒・b・c
<p>ユニットごとの日常の食生活の中で、職員は食についての知識やマナーの話しを随時織り込み、準備や片付け等と一緒にやっている。平成27年度から、三食ともユニットで調理する日を設け、職員と子どもと一緒に献立作成・買い物・調理を行い、子どもが色々な場面で手伝える機会を増やすなど、食育の推進にも取り組んでいる。給食委員会では、クッキングや作物栽培、子どもや職員対象の栄養講座等を計画し、年間を通して実施している。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A㉔	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・㉑・c
<p>職員は子ども達と一緒に子どもの好みの服を購入し、各自の居室に整理保管し子ども自身で季節に合ったものを選べるよう配慮している。季節やTPOに合わせた服装、靴の汚れ等についての習得には子どもによって個人差がみられるので、職員が衣習慣を更に意識し支援していくことが望まれる。</p>		
A-2-(4) 住生活		

A ㉔	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a・㉔・c
<p>本体ユニット、分園、地域小規模児童養護施設は、それぞれ家庭的な生活の場として個室が備えられており、リビングなど共通のスペースに写真を飾ったり植物を置いたりして、温かみのある住環境が工夫されている。子どもたちの年齢に合わせ、洗面台等も使いやすいように配慮されている。しかし、施設全体としては定期的な庭の手入れが十分でなく、破損箇所を業者の都合等で早急に修繕できていない状況もあるので、今後整美の充実に向けて取り組むことが望まれる。</p>		
A ㉕	A-2-(4)-② 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a・㉔・c
<p>年長児には個室が確保されており、年少児にはユニットが落ち着ける居場所になるよう年齢構成が配慮されている。宿直職員は、年少児が就寝する際は、側に寄り添いお話しをしたり本を読んであげたりして安心して眠りにつけるよう心掛けており、夜中の様子も把握するようにしている。しかし、各自の個室に他の子が了解なしに出入りしてしまうことや、年長児の機嫌によりユニットの雰囲気が変わるなど問題があるのも現状であり、職員は対応に苦慮している。子どもたちの状況を理解し、一人ひとりの子どもが安心を感じる場の確保に向けて、更なる取組を行うことが期待される。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A ㉖	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	㉖・b・c
<p>職員は、子どもの発達段階に応じて清潔等について自己管理できるよう、日常生活の中で支援している。年少児への洗面、歯磨き、整髪等についての支援や、寝具や衣類の衛生管理も適切に行われている。小学4年生以上の子どもには、自転車の園外での利用に際して、安全運転技術と交通ルール習得のため園独自の自転車免許制を取り入れている。また、小学生の班別登校時や下校時（状況に応じて実施）には職員が付き添いをしていて、日頃から交通ルールの指導等を行い交通事故防止に努めている。</p>		
A ㉗	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・㉔・c
<p>子どもの体調については、毎日朝と昼の打ち合わせ時に職員間で確認しあい対応していて、突発的な病気や怪我にも看護師を中心に対応できる体制が整っている。健康管理については、援助マニュアルに則って健康診断、歯科検診、予防接種、通院、服薬管理等が行われている。職員は、看護師から随時アドバイスや指示等を受け対応しているが、職員全員に医療や健康に関して研修し知識を深める機会がほとんどないので、今後の取組が望まれる。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A ㉘	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・㉔・c
<p>職員は、性をタブー視することなく子どもの疑問や不安に応えるよう努力している。以前は年齢や発達段階に応じたカリキュラムを用意していたが、現在は子どもの状況に合わない判断をしていて、個々の子どもに合わせた支援を検討し対応している。一人ひとりの状況に合わせて対応するため「性的問題への対応」を養育・支援場面での重点課題とし、職員の悩</p>		

<p>みや考えを共有し事例を通した具体的な対応を考える園内研修を継続的に行っている。高校生は、とちぎユースアフターケア事業の自立支援プログラム研修会で、性教育に関する講演を聞いている。今後は、子どもが性について正しい知識を持ち関心が持てるよう支援するためにも、年齢・発達段階に応じたカリキュラムを用意し、個々にあった性教育の実施について検討することが期待される。</p>		
<p>A-2-(7) 自己領域の確保</p>		
A③②	A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	㉑・b・c
<p>身につけるものや、日常的に使用するものは個人所有とし、個人の所有物がわかりやすく使いやすいように物入れの工夫が行われている。記名を嫌がる子どもには、イニシャルを用いるなどの配慮がされている。子どもの好みが尊重されていて、好きな玩具等を集め大切に保管している子どもの姿が見られた。</p>		
A③①	A-2-(7)-② 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	㉑・b・c
<p>子ども一人ひとりの成長の記録は、ユニットごとに写真を印刷し個人に渡してアルバムを整理し、職員と一緒に写真を見て振り返ることをしている。退所時には、アルバムと共に成長の様子を撮影したDVDを制作し、子どもに渡している。アルバムの作成は、園として「生い立ちの整理として出生から今日までの繋がりを確認し、これからの子どもの人生を確固なものにするために、子どもと職員がその子の人生と一緒に向き合う大切な作業である」と捉えていて、年間の重点テーマとして昨年度に引き続き継続して取り組んでいる。平成27年度は「生い立ちを整理する目的とは」「家族の絆」「育ちアルバムの作成」等のテーマで園内研修が行われ、今年度も継続して研修を行っている。</p>		
<p>A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応</p>		
A③②	A-2-(8)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・㉑・c
<p>子どもの行動上の問題に対しては、問題行動対応マニュアルに則って、当事者の子どもに対応する職員、周囲の子をケアする職員と役割を明確にして対応している。また、必要に応じて児童相談所等の専門機関とも連携しより適切な対応について検討している。職員アンケートの「子どもの行動上の問題や暴力・いじめ等の状況に適切な対応をしている」という項目では、「十分でない」という回答もかなりあることから、園が子どもにとって安心して生活できる、ある意味「癒しの場」になるよう今後の更なる取組が望まれる。</p>		
A③③	A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・㉑・c
<p>子ども同士の関係については、生活グループの構成に配慮し、日々の申送りや諸会議を通して職員全体で把握し、遊びや活動を通して子どもの関係を調整するよう取り組んでいる。また、職員配置の少ない時間帯の対応や協力体制についても、備えができています。しかし、現在園では、児童養護施設での養育・支援が困難と思われる子どもが増えており、子ども間の暴力等が起きないように実効性のある取組はなかなか難しいという現状もある。今後、全職員が一丸となって適切な対応が出来るよう、職員のグループワーク力を更に高め取り組んでいくことが望まれる。</p>		

A③④	A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	㉑・b・c
<p>保護者等からの強引な引き取りについては、職員で情報を共有し防止や対応方法が打ち合わせ等で確認されている。分園や地域小規模児童養護施設においても子どもの安全が確保されるよう本園と連携がされている。児童相談所とは常に連携を取り、保護者の情報を共有しケース会議等で共通理解をしている。</p>		
A-2-(9) 心理的ケア		
A③⑤	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	㉑・b・c
<p>心理的ケアが必要な子どもに対しては、児童相談所の通所セラピーとともに、施設内で心理療法実施指定施設の認可を受けプレイセラピー・面接・生活場面面接等が行われている。心理療法担当職員からは、様々な取組の結果を基に職員に対し必要に応じコンサルテーションが行われ、職員は養育・支援場面での適切な対応に努めている。また、職員全員に「子どもを多面的に見る視点やどんなことに配慮してケアすべきか」について研修を行い、心理的なケアと支援についての知識等について職員間で共有を図っている。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A③⑥	A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㉑・b・c
<p>園として、援助基本方針に「子どもの最善の利益を考慮した援助」を掲げており、その援助方針の実現に向けて、学習に関しても様々な支援を行っている。小学生に対しては、20年以上にわたって「公文式教育」を導入していて、公文の施設サポート部から講師が園を訪れ、子ども達への指導・アドバイスや職員に対する「モチベーションを保つ指導技術」等の研修が行われている。「学力の向上は、子どもが学校へ適応するための大きな要素でもある」という認識から、職員は日常生活の中でも宿題を見て個別指導を行うとともに学習習慣や学習態度の確立にも積極的に取り組んでいる。中学生の通塾や私立高校進学を、措置費の対象となる以前から法人独自で予算を組んで実現しており、現在でも希望する子どもは全て通塾していて、全員が高校（全日制・定時制・特別支援学校高等部）に進学している。また、学習ボランティアも活用していて、小学生から学力に応じた資格習得や漢字検定を奨励し、公益財団法人による「SBI英会話教育支援プログラム」の支援を受けて、英語教育を通しての自立支援にも取り組んでいる。</p>		
A③⑦	A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉑・b・c
<p>子どもが進路選択をするに当たっては、子どもに様々な情報を伝え、保護者や関係機関とも十分話し合いをしたうえで子どもが自己決定出来るようにしている。子どもが就職意識を高め、自己の適性を知り進路選択が出来るよう、年に15回程度様々な職業の方を「社会人先生」として招き講演会を開催している。子どもたちは興味・関心に合わせ積極的に参加しており、職業の意識づけに繋がっている。大学進学希望者には法人独自の「大学等進学助成基金」を設けて支援を行っており、その他の奨学金等の情報も提供している。退所後の経済的な悩みや生活に関する問題等については、職員が解決に向けて一緒に考えるようにしていて、生活状況を見守り安定した生活の確立と社会的自立を促すよう必要に応じた支援を行っ</p>		

ている。

A③⑧	A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・b・c
<p>高校生にはアルバイトを通して社会経験を積むよう支援し、運転免許や漢字検定等の資格習得を奨励している。また社会人先生を招き様々な職業に触れる機会を多く設けている。社会に出た後も、実際に就労しながら社会経験を積んでいけるよう支援も行っている。子どもが社会の仕組みやルールを実際に体験できる機会が増えるよう、今後も職業指導員を中心に取り組んでいくことが期待される。</p>		
A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
A③⑨	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・b・c
<p>家庭支援専門相談員を中心に家庭支援体制を作り、家庭や児童相談所と密に連絡を取って連携を図り信頼関係を築くよう取り組んでいる。家族との継続的な関係作りのため、保護者に面会を呼びかけたり、外出・一時帰宅・外泊等の機会を設けている。保護者に対しては、学校行事等の周知をして少しでも多くの参加・協力を呼びかけ、施設の年間行事計画予定や広報紙（年3回）を送付して園での子どもの様子を知らせている。</p>		
A-2-(12) 親子関係の再構築支援		
A④⑩	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p>親子関係の再構築は措置権がある児童相談所が主として行うが、園としても家庭環境調整を重要と考え、個々のケース会議において時間をかけ討議し取り組んでいる。現在、近隣市町の要保護児童対策地域協議会と繋がりを持つようにしており、家族の住む市町と園が連携を取り家族への支援が出来るよう取り組んでいる。また平成27年に設立した児童家庭支援センターの職員が、地域で家庭復帰したケースの継続的な家族支援に取り組んでいる。</p>		
A-2-(13) スーパービジョン体制		
A④⑪	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a・b・c
<p>園長を含め経験の長い職員がおり基幹的職員も設置されている。毎月のテーマごとの園内研修（新任者ゼミ等含）や定例のユニット会議で日常的にケアについて話し合わせ職員の質の向上に繋げているが、スーパーバイザーを明確にしたスーパービジョン体制は確立していない。職員アンケートでは、半数以上が「スーパービジョン体制を確立して専門性の向上等に取り組んでいるとは言えない」と回答し、職員育成への仕組み作りを希望する意見もいくつか見受けられる。職員の専門性や施設の組織力の向上を更に図るため、今後スーパービジョン体制を確立することが望まれる。</p>		